国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース　取りまとめ（案）について

平成23年7月25日
消　費　者　庁
（独）国民生活センター

経　緯

【独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針】（平成22年12月7日閣議決定）
12　組織の見直し
消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

タスクフォースを設置（昨年12月）し、これまで14回の議論

現状と問題点

【機能面の問題点】
○庁とセンターの業務は、法執行を除く大半の分野で目的・機能が重複、別々に同じ課題に取り組む
(例)消費者事故情報の収集・分析・注意喚起、消費者教育、リコール情報の発信等
○センターの人材・能力が庁設立に伴う消費者行政の機能強化に生かされていない

【組織・ガバナンス面の問題点】
○庁職員は出向者か任期付職員で専門性の蓄積が困難
○センターは効率化・ガバナンス向上が課題

【独法との連携の限界】
○独法制度では、独法が類似業務を行政機関と密接に連携して行うには限界がある

消費者庁・国民生活センターの機能一元化のイメージ

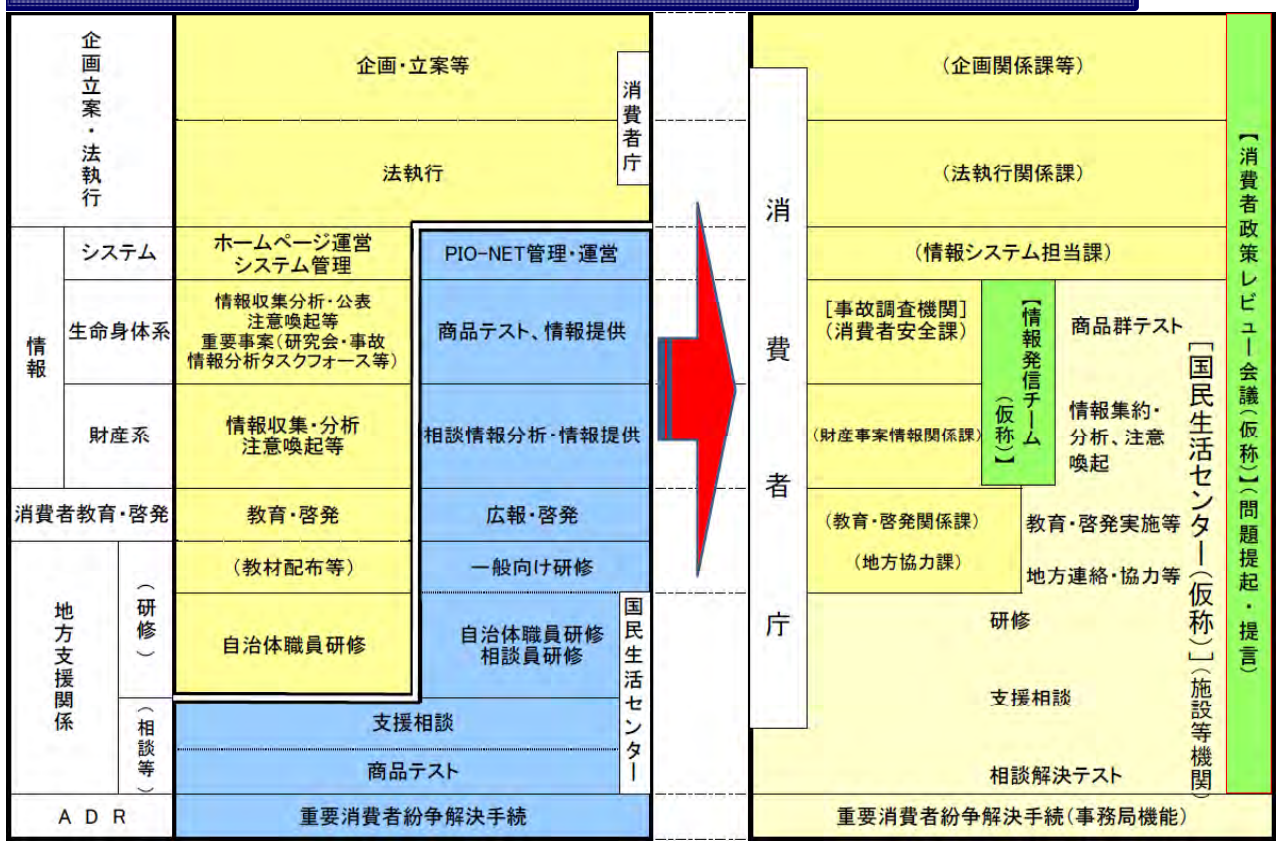

今後の方向性（基本方針）

（1）機能の移管

○センターの各機能（支援相談、研修、商品テスト、情報の収集・分析・提供、広報、ADR等）を基本的に消費者庁に一元化　※24年度から段階的に移管、法人としては、25年度をもって発展的に解消

○支援相談、研修、商品テスト等は「施設等機関」（名称は「消費者庁国民生活センター（仮称）」）として位置付け

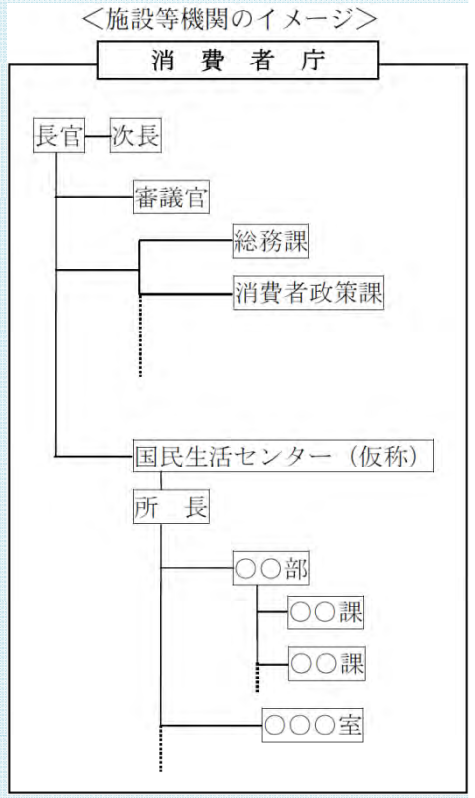

（2）センターの柔軟性・機動性を生かす組織運用

【財産事案の情報発信】
①支援相談等で得られた情報、②PIO－NET情報、③安全法に基づく通知情報（財産事案）を施設等機関に集約。
⇒・手口公表等は迅速に施設等機関が行い、
・政策的対応が必要なものは「情報発信チーム（仮称）」での作業を経て、消費者庁として対応する。

【商品テスト】
○事故調査に当るものは事故調査機関
○事故調査ではないが、注意喚起等を行うものは施設等機関と内部部局が共同で作業（その際事故調査機関の審議を経る）。

【ADR】
○消費者庁に第三者組織を設けて実施。事務局機能は施設等機関が担う。
○法執行部門との間でファイアウォールを設ける。

（3）センターが持つ現場の情報を政策に直結する組織運用等

・**情報発信チーム（仮称）**
【注意喚起・情報発信について、施設等機関と関係課で相互に連携】
⇒支援相談を担う職員が消費者庁の情報発信のすべての過程に関わる。

・**消費者政策レビュー会議（仮称）**
【長官主催・施設等機関の実務から生じた問題提起を政策形成に活用・反映】
※これらの組織の設置根拠と運用ルールを消費者庁の規程で公式に定める。

（4）センター職員の採用

○24年度以降、センターの常勤職員は、庁の定員増を図る中で消費者庁生え抜き職員（いわゆる「プロパー職員」）として採用
※センター職員を公務員化したとしても国庫が負担する人件費総額は増えない。

（5）センターの人材・ノウハウを生かす人事運用・任用

○消費者庁職員となるセンター職員は、消費者行政の中枢を担う人材として育成
○新規プロパー職員採用による、消費者庁のプロパー職員比率の向上